

岐 阜 県 公 報

第 四 百 五 十 七 号
令 和 六 年 一 月 五 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(森 林 保 全 課)	一
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	三
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	三
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	四
指定納付受託者の指定	(旅 券 セ ン タ ー)	五
教育委員会訓令甲		
岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令	(教 育 総 務 課)	五
公 示		
県営土地改良事業の換地処分	(農 地 整 備 課)	五
土地改良事業の完了	(同)	六
開発行為の工事の完了	(建 築 指 導 課)	六
土地改良区役員の退任	(西 濃 農 林 事 務 所)	七
土地改良区役員の退任及び就任	(揖 斐 農 林 事 務 所)	七
落札者等に関する公示	(恵 那 土 木 事 務 所)	九

岐 阜 県 告 示 第 一 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年一月五日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

告 示

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 二 恵那市上矢作町字古瀬一六七二の二
 - 三 指定の目的
 - 四 土砂の崩壊の防備
 - 五 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町方須字田ノ上六六〇・六六七・六六八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字洲良々五〇三一、五〇三五の一の一、五〇三五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字洲良々五〇三一・五〇三五の一の一・五〇三五の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町下洞字南切七八五の一・七八五の二・和良町沢字西南洞一〇七四・一〇九九・字露ヶ洞一七七一の一・一七七一の三・字中ヶ洞一八八（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、字西南洞一〇七六から一〇七九まで、一〇八二、字露ヶ洞一七〇、字中ヶ洞一八三から一八八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年一月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	池藤田橋線	揖斐郡揖斐川町西津汲字黒岩一六五三番一地区地内	後	三〇・八 二二・三	一三四・九	
			前	一八・四 一〇・五	一三四・九	

岐阜県告示第六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城山2	高山市城山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ谷12	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ谷13	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ谷14	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂下20	高山市清見町坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏廐13	高山市清見町夏廐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏廐14	高山市清見町夏廐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小鳥9	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷8	高山市清見町大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無数河4	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無数河5	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立岩	高山市朝日町立岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋1	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋2	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋3	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋4	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋5	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大廣	高山市朝日町大廣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川	高山市朝日町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

胡桃島	高山市朝日町胡桃島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神明洞	高山市神明町2丁目	次の図のとおり	土石流
上岡本洞 2	高山市上岡本町7丁目	次の図のとおり	土石流
大洞 6	高山市大洞町	次の図のとおり	土石流
大洞 7	高山市大洞町	次の図のとおり	土石流
坂下洞 1	高山市清見町坂下	次の図のとおり	土石流
坂下洞 2	高山市清見町坂下	次の図のとおり	土石流
夏厩洞 1	高山市清見町夏厩	次の図のとおり	土石流
夏厩洞 2	高山市清見町夏厩	次の図のとおり	土石流
上小鳥洞 2	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	土石流
上小鳥洞 3	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	土石流
大谷洞	高山市清見町大谷	次の図のとおり	土石流
甲洞	高山市朝日町甲	次の図のとおり	土石流
青屋洞	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	-------------------------------	---------------------

夏厩洞 2	高山市清見町夏厩	次の図のとおり	土石流
夏厩洞 1	高山市清見町夏厩	次の図のとおり	土石流
坂下洞 2	高山市清見町坂下	次の図のとおり	土石流
坂下洞 1	高山市清見町坂下	次の図のとおり	土石流
大洞 6	高山市大洞町	次の図のとおり	土石流
神明洞	高山市神明町2丁目	次の図のとおり	土石流
胡桃島	高山市朝日町胡桃島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川	高山市朝日町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大廣	高山市朝日町大廣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋 5	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋 4	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋 3	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋 2	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青屋 1	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立岩	高山市朝日町立岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無数河 5	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無数河 4	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷 8	高山市清見町大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小鳥 9	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏厩 14	高山市清見町夏厩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏厩 13	高山市清見町夏厩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂下 20	高山市清見町坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ谷 14	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ谷 13	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ谷 12	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城山 2	高山市城山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

上小鳥洞2	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	土石流
上小鳥洞3	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	土石流
大谷洞	高山市清見町大谷	次の図のとおり	土石流
甲洞	高山市朝日町甲	次の図のとおり	土石流
青屋洞	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称及び住所 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号	指定納付受託者の指定をした日 令和五年十月十七日	指定納付受託者に納付させる歳入 マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るフレジックカードを利用して納付する岐阜県の旅券発給手数料	指定納付受託者に歳入を納付させる期間 令和六年二月五日から同年三月三十一日まで
---	-----------------------------	--	--

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年一月五日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程（昭和四十一年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の二中「が異動し、期限の定めのない職員となつた」を「の配置換えをした」に改め、同条第十号の三中「された職員が異動し、任期の定めのない職員となつた」を「した職員の配置換えをした」に改め、同条第十号の四とし、同条第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 職員の定年前再任用を行い、又は定年前再任用をした職員の配置換えをした場合
附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

公 示

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業阿木地区の換地処分を令和五年十二月七日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営土地改良事業えな南部地区の換地処分を令和五年十二月十日にしたので、同法第八
十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九
十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	栗原地区	令和四・三・一八

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一七 七号の四 令和五・五・二二	瑞穂市祖父江字伯母塚中二八三番一の二部及び二八四番一の 一部 【第一工区】 関市西田原字クゴミ一八七八番、一八八八番、同市西田原字西 山一八九五番及び一九〇六番一	岐阜県岐阜市西改田東改田入会地二番地一 株式会社サイトウ 代表取締役 齋 藤 幸二郎
岐阜県指令中建築第八五号 の六 令和四・四・一四 岐阜県指令中建築第 六五号の四 令和五・一・一六 岐阜県指令中建築第 五九号の五 令和五・一〇・一九	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八三八〇七番一、三八〇七番二の 一部、三八〇八番一の一部、三八〇九番三、三八一〇番、三八 一一番、三八一二番一及び三八一二番一	岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋五五二番地 株式会社岐阜住宅サービス 代表取締役 小 原 明 美

同	藤 墳 守	不破郡垂井町表佐一八四番地の一
同	戸 倉 文 雄	不破郡垂井町府中二四五七番地の一
同	長 澤 博	養老郡養老町宇田 二八五番地
同	西 脇 敏 郎	養老郡養老町竜泉寺 二二七番地
監事	竹 中 輝 美	安八郡神戸町大字横井五三番地の五
同	山 本 芳 己	揖斐郡揖斐川町長良 一一七番地
同	清 水 輝 雄	大垣市津村町一丁目 四七番地五
同	古 川 英 治	不破郡垂井町栗原一五二番地の一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 凍結防止剤（塩化カルシウム）計420,000kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年10月20日
- 4 落札者を決定した日 令和5年11月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市問屋町39番地
株式会社瀬木油店
代表取締役 瀬木 孫八郎
- 6 落札金額（単価） 93.50円/kg
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県恵那土木事務所総務課管理調整係
 - (2) 所在地 恵那市長島町正家後田1067 71

令和六年一月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社